

問14 出願人名義変更届関係（四法共通）

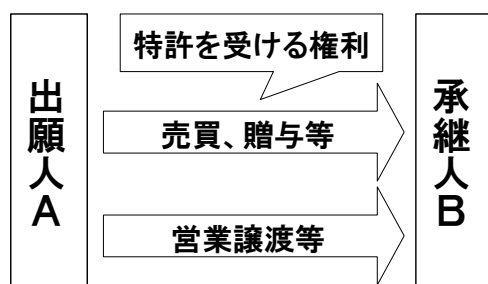
出願人名義変更届の手續について教えてください。

答： 出願人名義変更届とは

特許出願における手續を例にすると、出願に係る特許を受ける権利を他者（他社）に譲り渡したときに承継人又は譲渡人が、また承継したときに承継人がその事実を届け出るものです。名義変更には、発生事由により特定承継、一般承継の2種類があります。

1. 特定承継

特許を受ける権利等が譲渡、持分放棄等によって移転される場合をいいます。



- ・特許出願後の特定承継は特許庁長官に出願人の変更を届け出なければ効力は生じません。
- ・出願人が複数名いる場合（共有の場合）は、持分の放棄を届け出る場合を除き、特定承継に関与しない他の出願人（共有者）の同意が必要です。
- ・基本的に承継人が届け出ますが、譲渡人が届け出ることできます。
- ・譲渡証書には、譲渡人及び承継人の記名と、譲渡人の押印（本人確認できるもの）が必要です。
- ・名義変更の届出には、4, 200円の手数料が必要です。

※ 特定承継による名義変更の場合の権利の承継を証明する書面例

譲渡

譲渡証書、又は 権利の承継を証明する契約書等、共有者の同意が必要ときはその同意書

放棄

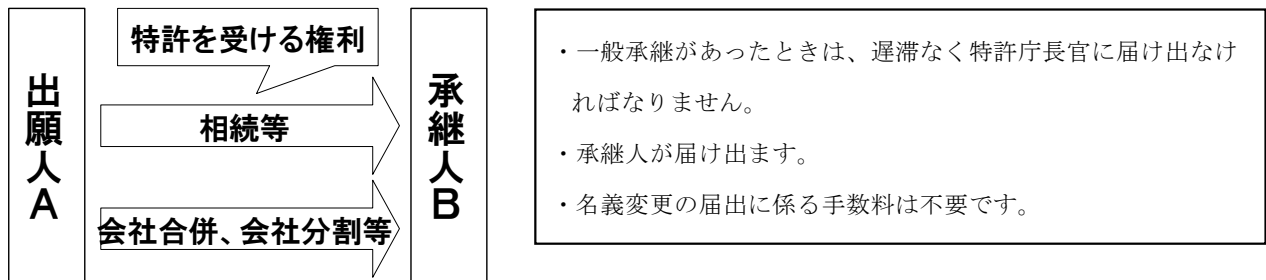
持分放棄書

持分の届出又は変更

持分証明書、又は 持分の定めを明記した譲渡証書

2. 一般承継

相続人や合併による存続会社が被相続人又は消滅会社の有していた権利義務を包括的に承継する場合のように、他人の権利義務の全部又は一部を一括して承継することをいい、相続、包括遺贈、会社の合併又は分割等があります。



一般承継による名義変更の場合の権利の承継を証明する書面例

相続

相続関係者の戸籍謄本¹、住民票（必要に応じ）、遺産分割協議書（必要に応じ）等

合併

履歴事項全部証明書²（承継する会社のもの）、閉鎖事項全部証明書²（必要に応じ）

会社分割

履歴事項全部証明書²（承継する会社のもの）等、会社分割承継証明書

（注1）法定相続情報証明制度の「法定相続情報一覧図の写し[※]」を提出することで、戸籍謄本等の提出に代えることができます。

※「法定相続情報一覧の写し」とは、法定相続情報証明制度（相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度）により、法務局（登記所）が相続人に交付する書面。

（注2）登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

1. 特定承継（譲渡、持分放棄等）による出願人名義変更届について

出願人名義変更届、手続補足書の記載例

(1) 出願人名義変更届を承継人が届け出る場合（承継人手続）の記載例

【書類名】	出願人名義変更届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【承継人】	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社
【代表者】	札幌 太郎
【承継人代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 次郎
【選任した代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 8
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	0 1 2 3 4 5
【納付金額】	4 2 0 0
【提出物件の目録】	
【物件名】	譲渡証書 1
【物件名】	印鑑証明書 1
【物件名】	委任状 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。

代理人によらず承継人自らが手続する場合であって、承継人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。

承継人代理人が2人以上の場合（代理人によらない手続であって承継人が2人以上の場合も同様。）であって、オンラインによる手続をしたときには、オンライン実行者以外の者の意思確認手続が必要です（別途、手続補足書により意思確認を行います。）。
 なお、承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、【承継人代理人】の欄の次に【選任した代理人】の欄を設けます。その場合、選任した代理人の意思確認手続は不要です。また、別途代理人受任届（代理人選任届）を提出する必要はありません。

承継人代理人（選任した代理人を含む）については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。

手数料は4,200円です。
 特許印紙で納付するときは、左上に印紙を貼付し、その下に（ ）で金額を記載します（この場合は【手数料の表示】の欄は不要）。

オンラインにより「出願人名義変更届」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は不要です。

(2) 出願人名義変更届を譲渡人が届け出る場合（譲渡人手続）の記載例

【書類名】	出願人名義変更届	<p>本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p>	
【提出日】	令和〇年〇月〇日		
【あて先】	特許庁長官殿		
【事件の表示】			
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇		
【承継人】			【承継人】の欄は省略できません。承継人が法人の場合、【代表者】の欄は不要です。
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9		
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1		
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社		
【譲渡人】			【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 9	<p>代理人によらず譲渡人自らが手続する場合であって、譲渡人が法人のときは、【譲渡人】の欄の【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。</p>	
【住所又は居所】	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1		
【氏名又は名称】	東北特許株式会社	<p>譲渡人代理人については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。ただし、譲渡人代理人が既に当該出願の代理人である場合は、代理権の証明は不要です。</p>	
【代表者】	伊達 花子		
【譲渡人代理人】		<p>手数料は4, 200円です。特許印紙で納付するときは、左上に印紙を貼付し、その下に（ ）で金額を記載します（この場合は【手数料の表示】の欄は不要）。</p>	
【識別番号】	1 0 2 3 4 5 6 7 9		
【弁理士】		<p>譲渡人が届け出る場合は【手数料の表示】欄の次に【その他】の欄を設け、「譲渡人の手続である。」旨を記載します。</p>	
【氏名又は名称】	広島 史郎		
【手数料の表示】		<p>オンラインにより「出願人名義変更届」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は不要です。</p>	
【予納台帳番号】	0 1 2 3 4 5		
【納付金額】	4 2 0 0		
【その他】	譲渡人の手続である。		
【提出物件の目録】			
【物件名】	譲渡証書 1		
【物件名】	印鑑証明書 1		
【物件名】	委任状 1		

持分を届け出る場合

持分を届け出るときは、【承継人】の次の行に【持分】の欄を設けて、「〇/〇」のように分数で記載します（この場合、別途持分証明書等の添付が必要です。）。

【承継人】
 【持分】 1 / 2
 【識別番号】

証明書等を援用する場合

同時に又は既に特許庁長官に提出した証明書等を援用することにより添付省略する場合、【提出物件の目録】の欄には次のように記載します。

ア. 他の事件に提出した証明書を援用する場合

【提出物件の目録】

【物件名】 譲渡証書 1

【援用の表示】 特願○○○○-○○○○○○○に関する令和○○年○○月○○日提出の○○に添付の

ものを援用する。

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 特許第○○○○○○○○○号に関する令和○○年○○月○○日提出の移転登録申請書に

添付のものを援用する。

イ. 包括委任状を援用する場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

ウ. 包括委任状番号が未通知の場合

【提出物件の目録】

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 令和○年○月○日提出の包括委任状

証明書を提出するための手続補足書の記載例

【書類名】	手続補足書
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0
【補足をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社
【代表者】	札幌 太郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 次郎
【補足対象書類名】	出願人名義変更届
【補足の内容】	権利の承継を証明する書面、印鑑証明書及び代理権を証明する書面を提出する。
【提出物件の目録】	
【物件名】	譲渡証書 1
【物件名】	印鑑証明書 1
【物件名】	委任状 1

オンラインにより出願人名義変更届を提出する場合には、出願人名義変更届の提出日から3日以内に証明書（譲渡証書や委任状等）を添付した手続補足書を書面又は電子特殊申請で提出します。（書面にて提出した場合であっても、手続補足書の電子化手数料は不要です。）

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

【補足をする者】の欄には、出願人名義変更届を承継人が届け出る場合は「承継人」、譲渡人が届け出る場合は「譲渡人」の氏名等を記載します。

代理人によらず補足をする者自らが手続する場合であっても、補足をする者が法人のときは、【補足をする者】の欄の【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。

【補足の内容】の欄には、本手続で提出する物件を「○○を提出する。」のように記載します。

(注) 【提出物件の目録】の欄に「証明書等の援用省略」の表示や「包括委任状番号」の記載がある場合は、電子化手数料が必要となるので注意してください。

(注) なお、戸籍謄本等公的な証明書については原本のみを許容するため、電子特殊申請によって提出することはできず、書面での提出が必要となります。

権利の承継を証明する書面の例

(1) 譲渡の場合

<記載例>

譲渡証書（自己の持分の全部を譲渡する場合）

譲渡証書	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
譲受人	
住所（居所）	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
氏名（名称）	北海道特許株式会社
代表者	札幌 太郎 殿
譲渡人	
住所（居所）	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称）	東北特許株式会社
代表者	伊達 花子 印
下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。	
記	
1. 特許出願の番号	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称	〇〇〇〇の製造方法

譲渡人又は譲受人が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。
※一部譲渡証書も同様

書面で提出する場合、譲渡人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

共同出願において自己の持分の全てを譲渡する場合、以下のように記載します。

（共有者に譲渡する場合）

「下記の発明に関する特許を受ける権利の持分の全てを貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

（他人に譲渡する場合）

「下記の発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の持分の全てを貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

※譲渡証書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

法域に合わせ、「下記の発明に関する特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。

（実用新案の場合）

「下記の考案に関する実用新案登録を受ける権利」

（意匠の場合）

「下記の意匠に関する意匠登録を受ける権利」

（商標の場合）

「下記の商標登録出願により生じた権利」

※一部譲渡証書及び同意書も同様

法域に合わせ、「1.」「2.」は以下のように記載します。

（実用新案の場合）

1. 実用新案登録出願の番号 実願20～

2. 考案の名称 〇〇～

（意匠の場合）

1. 意匠登録出願の番号 意願20～

2. 意匠に係る物品 〇〇～

（商標の場合）

1. 商標登録出願の番号 商願20～

（2. は不要）

※一部譲渡証書及び同意書も同様

<記載例>

一部譲渡証書（自己の持分の一部を譲渡する場合）

一部譲渡証書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人
住所（居所） 北海道札幌市北区北8条西2-1-1
氏名（名称） 北海道特許株式会社
代表者 札幌 太郎 殿

譲渡人
住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称） 東北特許株式会社
代表者 伊達 花子 印

下記の発明に関する特許を受ける権利の一部を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 特許出願の番号 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称 〇〇〇〇の製造方法

共同出願において自己の持分の一部を他人に譲渡する場合、以下のように記載します。
「下記の発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の持分の一部（又は○/○と記載することもできます）を貴殿に譲渡したことに相違ありません。」

※一部譲渡証書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

<記載例>同意書

同意書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称） 東北特許株式会社
代表者 伊達 花子 殿

住所（居所） 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
氏名（名称） 沖縄特許株式会社
代表者 石垣 宮子 印

下記の発明に関する特許を受ける権利の貴殿の持分を北海道特許株式会社に譲渡することに同意します。

記

1. 特許出願の番号 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称 〇〇〇〇の製造方法

共同出願の場合、各共有者が自分の持分を譲渡する場合には他の共有者の同意（同意書の提出）が必要となります。

（例）
a（東北特許株式会社）
b（沖縄特許株式会社）の共有出願

a（東北特許株式会社）が
c（北海道特許株式会社）に譲渡する場合は、
b（沖縄特許株式会社）の同意書が必要。

同意者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、同意者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

持分の一部を譲渡する場合の同意書は、以下のように記載します。
「下記の発明に関する特許を受ける権利の貴殿の持分の一部（又は○/○と記載することもできます）を北海道特許株式会社に譲渡することに同意します。」

※同意書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

(2) 持分放棄の場合

<記載例>持分放棄書

※東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有出願である場合

持分放棄書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許出願の番号 特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
発明の名称 〇〇〇〇の製造方法

上記発明に係る特許を受ける権利は、東北特許株式会社と沖縄特許株式会社の共有のところ、東北特許株式会社の共有持分を放棄したことに相違ありません。

持分放棄者
住所(居所) 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名(名称) 東北特許株式会社
代表者 伊達 花子 印

法域に合わせ以下のように記載します。
(実用新案の場合)
1. 実用新案登録出願の番号 実願 20～
2. 考案の名称 〇〇～
(意匠の場合)
1. 意匠登録出願の番号 意願 20～
2. 意匠に係る物品 〇〇～
(商標の場合)
1. 商標登録出願の番号 商願 20～
(2. は不要)

法域に合わせ、「上記発明に係る特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。
(実用新案の場合)
「上記考案に係る実用新案登録を受ける権利」
(意匠の場合)
「上記意匠に係る意匠登録を受ける権利」
(商標の場合)
「上記商標登録出願により生じた権利」

持分放棄者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、持分放棄者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

※持分放棄書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

(3) 持分の届出、又は持分の変更をする場合
＜記載例＞持分証明書

持分証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許出願の番号 特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
発明の名称 〇 〇 〇 〇 の製造方法

上記発明に関する特許を受ける権利の持分について、
甲は〇／〇、乙は〇／〇と定めたことに相違ありません。

(甲) 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1
沖縄特許株式会社
代表者 石垣 宮子 印

(乙) 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1
東北特許株式会社
代表者 伊達 花子 印

法域に合わせ以下のように記載します。
(実用新案の場合)
1. 実用新案登録出願の番号 実願 2 0 ~
2. 考案の名称 〇〇 ~
(意匠の場合)
1. 意匠登録出願の番号 意願 2 0 ~
2. 意匠に係る物品 〇〇 ~
(商標の場合)
1. 商標登録出願の番号 商願 2 0 ~
(2. は不要)

法域に合わせ、「上記発明に係る特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。
(実用新案の場合)
「上記考案に係る実用新案登録を受ける権利」
(意匠の場合)
「上記意匠に係る意匠登録を受ける権利」
(商標の場合)
「上記商標登録出願により生じた権利」

持分契約者が法人であるときは、「代表者」の記載が必要です。

書面で提出する場合、証明をする者の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

※持分証明書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもって省略することができます。

※譲渡証書又は一部譲渡証書に持分の定めを明記いただくことも可能です。

2. 一般承継（相続、合併、会社分割等）による出願人名義変更届について

出願人名義変更届（一般承継）の記載例

(1) 出願人名義変更届を承継人が届け出る場合（承継人手続）の記載例

【書類名】	出願人名義変更届（一般承継）	
【提出日】	令和〇年〇月〇日	
【あて先】	特許庁長官殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【承継人】		
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社	
【代表者】	札幌 太郎	
【承継人代理人】		
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	大宮 次郎	
【選任した代理人】		
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 8	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	大宮 三郎	
【提出物件の目録】		
【物件名】	履歴事項全部証明書	1
【物件名】	会社分割承継証明書	1
【物件名】	印鑑証明書	1
【物件名】	委任状	1

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

承継人が届け出る手続です。
【識別番号】を記載したときは【住所又は居所】の欄を省略できます。

代理人によらず承継人自らが手続する場合であって、承継人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けます。

承継人代理人が2人以上の場合（代理人によらない手続であって承継人が2人以上の場合も同様。）であって、オンラインによる手続をしたときには、オンライン実行者以外の者の意思確認手続が必要です（別途、手続補足書により意思確認を行います。）。
なお、承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、【承継人代理人】の欄の次に【選任した代理人】の欄を設けます。その場合、選任した代理人の意思確認手続は不要です。また、別途代理人受任届（代理人選任届）を提出する必要はありません。

（相続、合併の場合）
承継人代理人（選任した代理人を含む）が名義変更の届出を行う前の代理人と同じ場合は、代理権を証明する書面（委任状）の提出は不要です。

（会社分割の場合）
承継人代理人（選任した代理人を含む）については、代理権を証明する書面（委任状）の提出が必要です。

オンラインにより「出願人名義変更届（一般承継）」を提出し、証明書等を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

手数料は無料です。

※証明書等を援用する場合の記載方法及び証明書を提出するための手続補足書の記載例は「1. 特定承継（譲渡、持分放棄等）による出願人名義変更届について」の記載例をご覧ください。

※登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細は「5. 登記事項証明書の添付省略について」をご参照ください。

権利の承継を証明する書面の例

会社分割承継証明書記載例

会社分割承継証明書	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
承継人	
住所（居所）	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
氏名（名称）	北海道特許株式会社
代表者	札幌 太郎 殿
令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利を貴殿に承継したことに相違ありません。	
記	
1. 特許出願の番号	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称	〇〇〇〇の製造方法
被承継人	
住所（居所）	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称）	東北特許株式会社
代表者	伊達 花子
	印

事業の一部を承継することで特許を受ける権利を被承継人と承継人の共有とする（被承継人に持分が残る）場合は、以下のように記載します。

「令和〇〇年〇月〇日の弊社分割により下記の発明の特許を受ける権利の一部を貴殿に承継したことに相違ありません。」

法域に合わせ、「下記の発明の特許を受ける権利」の文言を以下のように記載します。

- (実用新案の場合)
「下記の考案の実用新案登録を受ける権利」
- (意匠の場合)
「下記の意匠の意匠登録を受ける権利」
- (商標の場合)
「下記の商標登録出願により生じた権利」

被承継人の「代表者」の記載が必要です。

※会社分割承継証明書の記載事項については、発明の名称に限り、出願番号の記載をもつて省略することができます。

法域に合わせ以下のように記載します。

- (実用新案の場合)
1. 実用新案登録出願の番号 実願20～
 2. 考案の名称 〇〇～
- (意匠の場合)
1. 意匠登録出願の番号 意願20～
 2. 意匠に係る物品 〇〇～
- (商標の場合)
1. 商標登録出願の番号 商願20～
 - (2. は不要)

書面で提出する場合、被承継人の欄には、「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」を押印します。

3. 証明書に押印する「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」について

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月28日施行）及び「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年6月12日施行）により特許庁へ提出する手続書面及び証明書類に係る規定が改正され、押印を存続する手続書面に添付する証明書への押印は、「本人確認できるもの」となりました。これを受け、出願人名義変更届に必要な証明書には、全て本人確認が可能な「実印」又は「実印により証明可能な法人の代表者印」の押印が必要になりました。具体的には、譲渡証書、同意書、持分放棄書、持分証明書、会社分割承継証明書等があります。なお、委任状、履歴事項全部証明書等の官公庁が作成した証明書への押印は不要です。

書面により提出する証明書に押印する印、及び本人確認のために必要な証明書は以下のとおりです。

（1）個人の場合

証明書には実印（市区町村に登録済みの印鑑）を押印し、印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。

（2）法人の場合

証明書には実印（登記所に登録済みの印鑑）を押印し、印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。

または、

証明書には実印により証明可能な法人の代表者印を押印し、実印による証明書及び印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。

※一度、印鑑証明書又は実印による証明書により本人確認された印を使用する場合は、実印（実印により証明可能な法人の代表者印の場合は当該代表者印）に変更がない限り、都度の印鑑証明書の提出は不要です。

※押印の見直しについての詳細は、以下リンク先を御確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

※なお、特許庁に提出する書類のうち、現在押印を求められている証明書等を、電子特殊申請により提出する際には、押印に代えて電子署名が必要となります。正しく電子署名が付与されていない場合、手続補正指令又は手続の却下の対象となります。電子署名の付与にはデジタル庁GPKI電子署名アプリをご利用ください。詳細につきましては、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/shien/gpki-app.html>

「実印による証明書」の文例

実印による証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日



上記の印は、特許庁への届出、申請等において東北特許株式会社の代表者印（実印）に代えて使用する印に相違ありません。

届出者
住所（居所） 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
氏名（名称） 東北特許株式会社
代表者 伊達 花子 印

実印と異なる法人の代表者印（知的財産専用代表取締役印、知的財産専用学長（総長）印、知的財産専用理事長印等）等の代表者印を押印してください。

届出者の欄には、「代表者」を記載し、「実印」を押印してください。

4. 署名の本人確認について

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年12月28日施行）及び「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年6月12日施行）により特許庁へ提出する手続書面及び証明書類に係る規定が改正され、押印を存続する手続書面に添付する証明書への押印は、「本人確認できるもの」となりました。当該改正事項について、手続書面及び証明書類に押印された印について、原則として印鑑証明書の提出が必要になることに合わせ、外国人による証明書類への署名についても、本人確認ができる措置を求めます。

出願人名義変更届に必要な証明書類については、署名の本人確認に係る以下のいずれかの証明等を求めます。

(1) 申請書等に譲渡人又は譲受人等の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載（次ページ記載例参照）

譲渡人又は譲受人等の代理人である弁理士又は弁護士が、申請書等の【その他】の欄に、「署名者（譲渡人）の署名に係る意思確認をした旨」を記載してください。署名に係る意思確認について、当該弁理士等が、直接、署名者に確認をすることができない場合には、現地代理人を経由する等して、署名の真正性に関し可能な限り確認を行ってください。

「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載例

【書類名】	出願人名義変更届
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20○○-○○○○○○
【承継人】	
【識別番号】	123456789
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社
【代表者】	札幌 太郎
【承継人代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 次郎
【その他】	承継人代理人弁理士 大宮 次郎が、（現地代理人×××を通じて）、令和○年○月○日付譲渡証書の譲渡人（△△コーポレーション代表者○○）の署名に係る意思確認をした。

本様式見本は特許の様式となっておりますので、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

譲渡人又は譲受人等の代理人である弁理士又は弁護士が、申請書等の【その他】の欄に、「署名者（譲渡人）の署名に係る意思確認をした旨」を記載してください。直接署名者に確認することができない場合は、現地代理人を経由する等して、署名の真正性に関し可能な限り確認を行ってください。

(2) 署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等の提出

署名の真正性に係る認証（『署名者が公証人の面前で証書に署名をした旨』（目撃認証、面前認証）、『署名者が公証人の面前で証書の署名を自認した旨』（自認認証）、『代理人が公証人の面前で証書の署名が本人のものであることを自認した旨』（代理自認、代理認証）のような認証で
す。）が付された譲渡証書等及び翻訳文を提出してください。

(3) 署名証明書の提出

外国の官憲が発行した署名証明書、公証人が署名者の署名について認証した証明書及び翻訳文を提出してください。

なお、署名者の居住する国における署名証明書の発行に係る費用負担等、各国毎に、当該証明書の入手が困難な事情等がある場合が想定されることから、より手続者へのご負担が少ないと考えられる（1）又は（2）の方法をお勧めいたします。

(4) 譲渡人本人が特許庁に来訪した際に本人確認ができた場合（パスポート等）

上記（1）から（3）による措置ができない場合等は、（4）の手続の御相談を承りますので、総務課業務管理班（電話：03-3581-1101 内線 2104）にお問い合わせください。

※署名の本人確認についての詳細は、以下リンク先をご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html

5. 登記事項証明書の添付省略について

令和元年12月16日に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により、行政機関等は、手続の添付書類の省略等を推進することとされています。

これを受け、特許庁においては、「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和4年4月1日施行）において様式備考の所要の改正を行い、法務省の登記情報連携システムから登記情報を入手することとしたため、手続書面への登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の添付が不要となりました。

（1） 登記事項証明書の添付不要となる主な手続

- ・ 出願人名義変更届（一般承継）
- ・ 移転登録申請書（一般承継）
- ・ 団体商標登録願
- ・ 地域団体商標登録願
- ・ 予納者の地位の承継届
- ・ 特許料減免申請書（特許法第109条に規定する非課税法人等に限る）

（2） 手続方法について

上記（1）に掲げた手続書面に記載すべき事項として、例えば、出願人名義変更届（一般承継）の場合では、法人名称及び住所（識別番号を記載して住所の記載を省略することができる場合には、識別番号）の記載があれば、特許庁において、当該法人の登記情報を入手しますので、特許関係法令において、手続をする際に登記事項証明書の添付を要する旨の規定にかかわらず、手続等をする者に係る同証明書の添付は必要ありません。

※手続書面に記載された法人名称及び住所（識別番号）と、登記事項証明書に係る法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載との間で不整合がある場合、承継人である法人の特定が困難な場合があります。そのため、なるべく【その他】の欄を設けて、会社法人等番号を記載してください。

出願人名義変更届（一般承継）記載例

【書類名】	出願人名義変更届（一般承継）	
【提出日】	令和○年○月○日	
【あて先】	特許庁長官殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	特願2000-000000	
【承継人】		
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	
【氏名又は名称】	北海道特許株式会社	
【代表者】	札幌 太郎	
【承継人代理人】		
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	大宮 次郎	
【その他】	商業登記法に規定する会社法人等番号 北海道特許株式会社：○○○○○○○○○○○○○○○○	
【提出物件の目録】		
【物件名】	印鑑証明書	1
【物件名】	委任状	1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

【承継人】の欄の住所（識別番号）及び名称の欄の記載をもって、北海道特許株式会社の登記事項証明書の添付は不要です。

なるべく会社法人等番号を記載してください。

ただし、以下の場合には、手続書面に【その他】の欄を設けて、手続者以外の法人の情報（当該法人の名称及び住所、会社法人等番号等）や承継の事実を記載する必要があります。

①一の出願人名義変更届（一般承継）で数次の承継（分割・合併）を届け出る場合において、手続

者である承継人以外の法人（数次の承継の場合は、その届出前の名義人等）に係る登記事項証明書の添付を省略するとき

⇒手続書面に【その他】の欄を設けて、手続者である承継人以外の法人に係る名称及び住所、会社法人等番号等を記載してください。

②被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるとき

⇒手続書面に【その他】の欄を設けて、「令和○年○月○日の会社合併による承継」のように、承継の効力発生日及び承継の原因を記載してください。

※①及び②のいずれの場合についても、なるべく【その他】の欄に会社法人等番号を記載してください。

※登記事項証明書の添付省略についての詳細は、以下リンク先をご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/tohki-syoryaku.html>